

1 行為制限の解除に伴う生産緑地地区の変更

(1) 生産緑地地区の概要

地区	所在	面積	告示日
第1号	大字脚折字上向	0.66ha	平成4年12月9日
第23号	大字上広谷字在家	0.24ha	平成4年12月9日
第26号	大字五味ヶ谷字子ノ神	0.19ha	平成4年12月9日
第32号	大字下新田字一本松	0.13ha	平成4年12月9日

(2) 変更の内容

ア 生産緑地地区の変更内容と変更理由

地区	変更内容	変更理由
第1号	面積及び区域変更	生産緑地法第10条第1項の規定に基づき、都市計画の告示日から30年が経過し、所有者から市に対して生産緑地の買取りの申出があった。同法第14条の規定に基づき、地区の一部について、行為制限が解除されたため。
第23号	廃止	生産緑地法第10条第1項の規定に基づき、都市計画の告示日から30年が経過し、所有者から市に対して生産緑地の買取りの申出があった。同法第14条の規定に基づき、行為制限が解除されたため。
第26号		
第32号		

イ 変更の経緯

①第1号生産緑地地区

年月日	内容
令和5年2月8日	所有者から生産緑地地区の買取りの申出
令和5年2月20日	所有者に対して買取らない旨を通知
	農業委員会に対して斡旋の依頼
令和5年5月8日 (買取申出書の提出から3月)	生産緑地法に基づく行為制限の解除

②第23号生産緑地地区

年月日	内容
令和5年2月1日	所有者から生産緑地地区の買取りの申出
令和5年2月8日	所有者に対して買取らない旨を通知
	農業委員会に対して斡旋の依頼
令和5年5月1日 (買取申出書の提出から3月)	生産緑地法に基づく行為制限の解除

③第26号生産緑地地区

年月日	内容
令和4年12月12日	所有者から生産緑地地区の買取りの申出
令和5年1月6日	所有者に対して買取らない旨を通知
	農業委員会に対して斡旋の依頼
令和5年3月12日 (買取申出書の提出から3月)	生産緑地法に基づく行為制限の解除

④第32号生産緑地地区

年月日	内容
令和5年1月26日	所有者から生産緑地地区の買取りの申出
令和5年2月8日	所有者に対して買取らない旨を通知
	農業委員会に対して斡旋の依頼
令和5年4月26日 (買取申出書の提出から3月)	生産緑地法に基づく行為制限の解除

【位置図】 赤：行為制限が解除された生産緑地地区

第1号（大字脚折字上向）



第23号（大字上広谷字在家）



第26号（大字五味ヶ谷字子ノ神）



第32号（大字下新田字一本松）



# 坂戸都市計画生産緑地地区の変更について

## 2 土地区画整理事業施行区域内の生産緑地地区の変更

一本松土地区画整理事業及び若葉駅西口土地区画整理事業区域内の生産緑地地区は、既に仮換地が指定され使用収益が開始されている。当該生産緑地地区の都市計画は、仮換地前の面積及び区域となっていることから、仮換地後の面積及び区域に変更しようとするものである。

### (1) 生産緑地地区の概要

地区	所在	面積	告示日
第15号	大字中新田字東山	0.05ha	平成4年12月9日
第16号	大字中新田字東山	0.11ha	平成4年12月9日
第17号	大字中新田字東山	0.05ha	平成4年12月9日
第20号	大字上広谷字北番田	0.07ha	平成4年12月9日
第33号	大字下新田字一本松	0.08ha	平成4年12月9日

※第33号生産緑地地区は、特定生産緑地に指定されている。

### (2) 生産緑地地区の変更内容と変更理由

地区	変更内容	変更理由
第15号	区域変更	土地区画整理事業の進捗に伴い、仮換地の使用収益が開始されているため。
第16号	面積及び 区域変更	
第17号		
第20号		
第33号		

## 3 都市計画変更の手続き

行為制限の解除に伴う生産緑地地区の変更及び土地区画整理事業区域内の生産緑地地区の変更の手続きについては、令和5年中に行う予定である。

### 変更後の生産緑地地区の概要

地区	所在	面積
第1号	大字脚折字上向	0.43ha
第15号	大字中新田字東山	0.05ha
第16号	大字中新田字東山	0.07ha
第17号	大字中新田字東山	0.04ha
第20号	大字上広谷字北番田	0.05ha
第33号	大字下新田字一本松	0.06ha

※第23号、第26号及び第32号については廃止。